

議案第40号

石岡市八郷総合運動公園条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市八郷総合運動公園条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成31年2月26日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

消費税法等の一部改正が、平成31年10月1日から施行されることに伴い、八郷総合運動公園の使用料を改正するため。

石岡市八郷総合運動公園条例の一部を改正する条例

石岡市八郷総合運動公園条例（平成17年石岡市条例第90号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

1 運動公園プール使用料

(1) 個人使用の場合（1人1回当たり）

（単位：円）

区分	午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00
一般	330	440
小・中学生	220	270
幼児	110	110

(2) 専用使用の場合

（単位：円）

区分	午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	全日 9:00～17:00
競泳プール	18,150	24,200	42,350
徒渉プール	6,050	8,060	14,110

備考 専用使用とは、各種団体等が行う競技会としての使用及び保育所、学校等が保育課程、教育課程又は学校行事として使用することをいう。

2 多目的広場使用料

（単位：円）

区分	午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	全日 9:00～17:00
半面	1,100	1,460	2,560
全面	2,200	2,920	5,120

3 武道館（柔道場，剣道場及び弓道場）使用料

（単位：円）

区分			午前 9:00～ 12:00	午後 13:00～ 17:00	夜間 18:00～ 22:00	全日 9:00～ 22:00
各道場 につき	団体 (10人 以上)	一般	1,910	2,200	2,200	6,310
		高校生 以下	950	1,100	1,100	3,150
	個人	一般	470	620	620	1,710
		高校生 以下	230	310	310	850
		弓道場年間使用料 26,150				

4 ターゲット・バードゴルフ場使用料（1人につき）

（単位：円）

午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	全日 9:00～17:00
220	330	550
年間使用料 6,600		

附 則

この条例は，平成31年10月1日から施行する。